

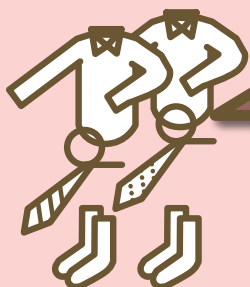
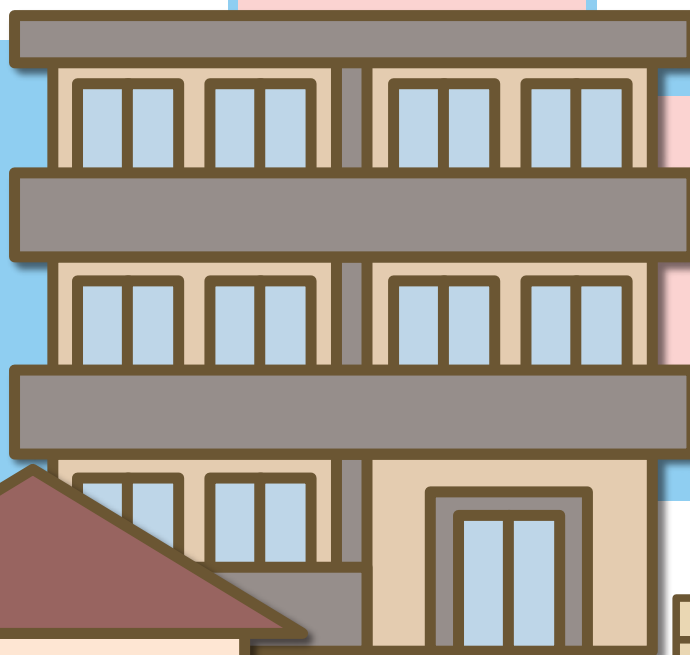
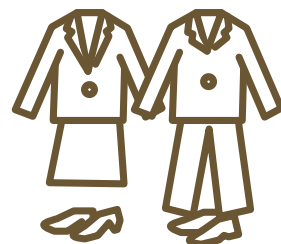
住宅安心保険

日新火災

総合型

火災などの様々なリスクからあなたの住宅や家財を守ります。

'19年1月改定



大切な住宅や
家財を守る
火災保険です。



日新火災は「住宅安心保険」で お客さまの大切な住宅や家財を守ります。

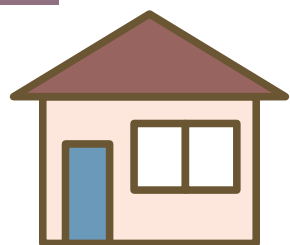
「住宅安心保険」では、火災リスクをはじめ、風災・水災などの自然災害リスク、盗難・水ぬれなどの日常災害リスクなどによる建物や家財の損害を幅広く補償することができます。また、オプションにより日常生活における賠償事故など家庭をとりまくリスクにセットで備えることができる日新火災の**総合型火災保険**です。

保険の対象と保険金額

保険の対象は建物または家財です。

保険金額は再築または再購入するのに必要な金額の範囲内で設定します。

建物



住宅および併用住宅(店舗兼住宅等)が対象です。

保険金は再築に必要な金額(新価額)でお支払いします。

例えば

再築に必要な金額が
2,000万円

保険金額は
2,000万円以内で設定

「再築に必要な金額」って言われても…という方へ！

評価方法・保険金額の決定方法 → P.09

家財



建物のみで契約では、家財は補償されません。家財については建物とは別に保険金額を設定いただき、ご契約ください。

ご契約の建物の敷地内の家財すべてが対象です。

保険金は再購入するのに必要な金額(新価額)でお支払いします。

例えば

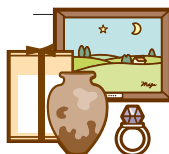
世帯主の年齢が40歳前後で、
家族構成が大人2人+子供1人の場合
再購入するのに必要な金額の目安は1,250万円

保険金額は
1,250万円
以内で設定

「家財の金額」って言われても…という方へ！

評価方法・保険金額の決定方法 → P.10

家財の宝飾・
貴金属など
明記物件



1個または1組の価額が30万円を超える
貴金属・美術品等の明記物件については、
申込書に明記いただかないと補償の対象
となりません。

明記物件は時価額を基準に家財とは別に保険金額を設定します。
保険金のお支払いも時価額が基準となります。

例えば

時価額100万円のダイヤモンドの指輪の場合

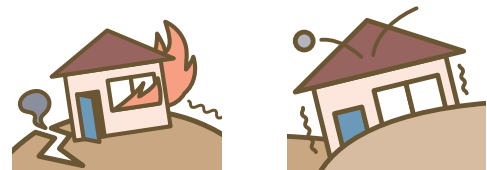
保険金額は100万円を設定

明記物件 → P.07

地震保険

地震による火災、損壊、流失などの損害は地震保険で！

地震による火災、損壊、流失などの損害は「住宅安心保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。



地震が原因の火災

地震が原因の損壊・埋没など



地震が原因の津波・洪水などの水害

地震保険の保険金額は、建物・家財とも「住宅安心保険」
の保険金額の30%～50%の範囲内で設定します。

建物
保険金額例

住宅安心保険
2,000万円

30% 50%
600万円～1,000万円を設定

家財
保険金額例

住宅安心保険
700万円

30% 50%
210万円～350万円を設定

※1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品等は地震保険の対象となりません。

地震保険 → P.06

基本補償

以下の事故で被った損害に対して保険金をお支払いします。

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする事故は、補償の対象となりません。

火災などに関する事故

1



火災

2



落雷

3



破裂・爆発

4



風災・雹(ひょう)災・雪災

5



水災

床上浸水等の条件を満たさない損害は対象となりません。→P.15
水災とは、台風、暴風雨などによる土砂崩れを含みます。

その他の事故

6



物体の飛来・
落下・
衝突・倒壊等

7



騒擾(じょう)・
集団行動・
労働争議に伴う
暴力・破壊行為

8



水ぬれ
自然劣化等による
雨漏りの損害や
給排水設備
自体に生じた損
害は対象となり
ません。

9



盗難
支払限度額
宝石、美術品等の明記
物件の場合、1個または
1組ごとに100万円限度

10



通貨・預貯金証書の盗難
家財が保険の対象の場合
支払限度額
現金20万円、預貯金証
書は200万円または家
財保険金額のいずれ
か低い額が限度

11



破損・汚損等
自己負担額
保険の対象ごとに1万円
支払限度額
保険の対象が家財
の場合、1個または1
組ごとに30万円限度

事故に伴う費用



臨時費用
保険金



残存物取片づけ
費用保険金



失火見舞費用
保険金



修理付帯費用
保険金



特別費用保険金



損害防止費用

具体的にどのような状況のとき？

具体的な事故例 → P.03 04

*補償を希望されない場合は補償対象外とすることができます。→P.05

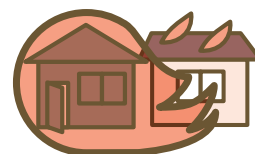
*保険金のお支払条件等は…→P.15～18

*上記の補償は、自己負担額を0円(破損・汚損等は1万円)で設定した場合の説明です。自己負担額を0円以外で設定することもできます。→P.11

オプション

基本補償を、より充実させるためにおすすめします。

下記のような場合に対して、ご希望に合わせてオプションをお選びいただく
ことができます。



火災の延焼で
隣家を焼損させ
てしまった



自転車他人にぶ
つかりケガを負
わせた

「住宅安心保険」って他に何を
補償できるの？

主なオプション → P.05

など

割引制度

ご契約内容等に応じて保険料が割引になります。

サポート

サポート体制も充実しています！

地震保険の割引 → P.06

新築・築浅割引 → P.07

住宅にトラブルが発生した場合 → P.13

S評価割引 → P.07

1年自動継続割引 → P.11

ご契約内容に変更が生じた場合 → P.13

事故が発生した場合 → P.13

補償別の事故例

建物・家財別の主な例

建物	家財
寝タバコにより、建物が燃えてしまった。 留守中、家電製品のショートにより居間から出火。建物が全焼してしまった。 火災	落雷によりテレビの基盤がショートし、壊れてしまった。 ガス爆発により、台所用品が壊れてしまった。 落雷 破裂・爆発
竜巻により、屋根の一部がはがれ落ちてしまった。 豪雪により、屋根が破損してしまった。 風災・雹(ひょう)災・雪災	台風により建物が損害を受け、室内に雨が入りこみ、家電製品が壊れてしまった。 ※窓の閉め忘れは補償の対象となりません。 豪雪により、屋根が破損した際、雪が天井から室内に入り込み、家電製品が壊れてしまった。
豪雨により、床上浸水が発生し、壁や床に損害が生じてしまった。 台風時の河川決壊により、建物が流されてしまった。 集中豪雨により裏山で土砂崩れが発生し、建物が流されてしまった。 水災	床上浸水が発生した際、1階の家電製品、家具などが壊れてしまった。
自動車に当て逃げされ、塀が壊れてしまった。 ボールが飛んできて、窓ガラスが割れてしまった。 物体の飛来・落下・衝突・倒壊等	自動車の飛び込みにより、建物内の家財が壊れてしまった。
デモ行進中に何者かに建物の壁が壊されてしまった。 騒擾(じょう)・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	デモ行進中の投石により、建物内の家財が壊れてしまった。
上階の他人が占有する戸室で生じた事故により、水ぬれが発生し、天井の張替が必要となった。 水ぬれ ※給排水設備自体に生じた損害を除きます。	給排水設備に生じた事故により、水ぬれが発生し、家電製品が壊れてしまった。

建物・家財別の主な例

建物	家財
盗難により、ドアのカギ穴、窓ガラスや網戸が壊されてしまった。	盗難により、室内の家電製品が盗まれてしまった。 盗難 ※警察への届出が必要です。
	盗難により、室内に置いてあった現金が盗まれてしまった。支払限度額 20万円 盗難により盗まれた通帳から現金がおろされてしまった。 支払限度額 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額 通貨・預貯金証書の盗難 ※家財が保険の対象の場合 ※警察への届出が必要です。
室内で子どもが遊んでいて、誤って建物のガラスを割ってしまった。 水道管が凍結し、破損してしまった。 破損・汚損等 ※自己負担額：保険の対象ごとに1万円	室内で掃除中、誤って鏡台を壊してしまった。支払限度額 30万円 室内でテレビを移動中、誤って落とし、壊してしまった。 支払限度額 30万円

※この事故例は一例です。また、保険金をお支払いできない場合に該当することもありますので、ご不明な点については、取扱代理店または弊社にご照会いただくか、ご契約のしおりをご参照ください。

保険金をお支払いできない事故例

⚠️こんなとき、保険金をお支払いできません。

ご契約者、被保険者の故意



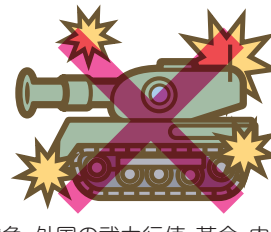
ご契約者または被保険者がわざと起こした事故による損害

敷地外にある家財の盗難



保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難

戦争、外国の武力行使



戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動による損害

地震、噴火が原因の火災



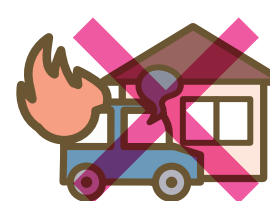
地震、噴火またはこれらによる津波が原因で発生した火災、損壊、流失などの損害

自然の消耗もしくは劣化、さび、かび



保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、変色、さび、かび、腐敗等によって生じた損害

火災などにより自動車*に生じた損害



自動車*は「住宅安心保険」の保険の対象となりません。

※自動車とは…自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

「住宅安心保険」って他に何を補償できるの？

主なオプション

「自転車運転中に他人と接触しケガを負わせた。」「ペットが他人にケガを負わせた。」「子どもが他人の物を壊してしまった。」などの日常生活の賠償事故には

個人賠償責任総合補償特約

示談交渉サービス付



④日常生活において発生した偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物(他人からの借用物を除きます。)を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

⑥他人からの借用物(動産)を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します(⑥の補償については支払限度額10万円、自己負担額5,000円となります。)

◆⑥他人からの借用物(動産)の補償をセットしないこともできます。

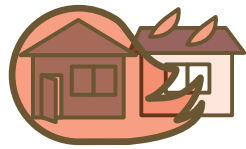
保管物賠償責任補償対象外特約

◆個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をセットすることにより、区分所有者・賃貸物件の入居者を無記名で補償します。詳細についてはP.16をご参照ください。

◆賠償事故の解決に関する特約が自動的にセットされます。詳細についてはP.16をご参照ください。

「自宅から出火しご近所に延焼してしまった。」「自宅の火災の消火活動により、隣家を水浸しにしてしまった。」などの備えに

類焼損害補償特約



保険の対象である建物または家財を収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、他人の住宅が類焼した場合、新価額を基準にその損害を補償します。ただし、別の物件から類焼してきた火災、破裂または爆発は除きます。

◆保険の対象が法人所有の建物および家財の場合、類焼損害補償特約をセットすることができません。

◆個人賠償責任総合補償特約または他の個人賠償責任保険等にご加入いただいていることが条件となります。ご加入の有無等を確認させていただきます。

賃貸住宅等のオーナーの方におすすめします！

建物管理賠償責任補償特約

示談交渉サービス付



次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

- マンション、アパートなどの施設の欠陥等起因する偶然な事故
- マンション、アパートなどの施設の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故

◆賠償事故の解決に関する特約が自動的にセットされます。詳細についてはP.17をご参照ください。

家賃損失補償特約



火災などにより損害を受けた結果として生じた家賃の損失について補償します。家賃とは建物の賃貸料に限ります。

突然の火災で家が使えない・・・

仮すまい費用補償特約

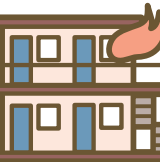


火災などの事故や偶然な事故による停電・断水、犯罪などの事件により、お住まいが使用不能となった場合の仮すまい賃借費用や宿泊費用などを補償します。

賃貸住宅にお住まいの方へおすすめします！

借家人賠償責任・修理費用総合補償特約

示談交渉サービス付



④不測かつ突発的な事故により借用中の住宅に損害を与え、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します(火災のほか、漏水事故なども補償の対象となります。)

⑥不測かつ突発的な事故により借用中の住宅に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて修復したときの修理費用を補償します(⑥の補償については、支払限度額300万円となります。)

◆賠償事故の解決に関する特約が自動的にセットされます。詳細についてはP.17をご参照ください。

外出中の大切な持ち物を補償するには

持ち出し家財補償特約

※家財に保険をお付けいただいた場合のみ



保険証券記載の建物の敷地内から一時的に持ち出した家財に生じた損害を補償します。

◆火災・盗難などのほか、破損・汚損等の損害も補償します。ただし、水災による損害は補償の対象となりません。

◆通貨・預貯金証書は、盗難の場合にのみ補償します。

◆支払限度額30万円(通貨の盗難は10万円)、自己負担額3,000円(通貨・預貯金証書は除きます。)となります。

◆保険の対象が明記物件の場合、お支払いする保険金の額は、保険の対象の時価額によって定めます。

※この他、ご契約内容に応じて自動的にセットされる特約があります。詳細についてはP.15～18をご確認ください。

希望されない補償がある場合は以下のオプションを
セットすることで補償対象外とすることができます。

⇒その分保険料
が割安に！

①風災・雹(ひょう)災・
雪災危険補償対象外特約

⑥通貨・預貯金盗難危険補償
対象外特約

②水災危険補償対象外特約

⑦破損・汚損等危険損害補償
対象外特約

③落下・飛来および衝突危険
補償対象外特約

⑧臨時費用保険金補償対象外
特約

④水濡れ危険補償対象外特約

⑨特別費用保険金補償対象外
特約

⑤盗難危険補償対象外特約

(注)ご契約の条件によってはセットで
きない場合があります。詳細につ
いては、取扱代理店または弊社ま
でお問い合わせください。

地震に対する備えは「地震保険」で

※地震保険の詳細については、「地震保険チラシ」をご参照ください。



地震が原因の火災



地震が原因の損壊・埋没など



地震が原因の津波・洪水などの水害

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は「住宅安心保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。

地震保険のお支払保険金

損害の程度*1	認定の基準*1		家財の損害額が	お支払いする保険金の額
	建物	家財		
全損	建物の時価の50%以上	家財全体の時価の80%以上	家財の損害額が	地震保険保険金額の100% (時価が限度)
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	家財全体の時価の60%以上80%未満		地震保険保険金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	建物の時価の20%以上40%未満	家財全体の時価の30%以上60%未満		地震保険保険金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	家財全体の時価の10%以上30%未満		地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります(2018年4月現在)。

*1 損害の程度である「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細については、ご契約のしおりをご参照ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

地震保険のご契約にあたって

地震保険の対象となるもの

建物 居住用の建物(店舗や事務所等のみに使用されている建物は除きます。)

家財 居住用の建物に収容されている家財(自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類などは除きます。)

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は「住宅安心保険」の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めいただけます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険のお申込み

地震保険だけではご契約いただけません。「住宅安心保険」などの火災保険にセットして地震保険をお申込みください。火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただけますので、希望される場合には取扱代理店または弊社までご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な損害

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際の保険の対象の紛失・盗難の損害 など

地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引適用の際は、所定の確認資料のコピーのご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※割引は重複して適用することはできません。

割引名(割引率)	割引適用条件	必要な確認資料*2(コピー)
建築年割引(10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(建物登記簿謄本、建築確認書等)
耐震等級割引(等級に応じて10%-30%-50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「設計住宅性能評価書」 ②「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合に限ります。) ③フラット35Sの適合証明書または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ④登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。) ⑤住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるための「住宅性能証明書」 ⑥以下の2つの書類(a.のみの場合は耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。) a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「認定通知書」、認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等) b.「耐震等級」または「免震建築物」であることが確認できる「設計内容説明書」等 ※上記の他、登録住宅性能評価機関が作成した書類のうち、免震建築物であることまたは耐震等級を証明した書類であれば、免震建築物割引または耐震等級割引の確認資料となります。
免震建築物割引(50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。	
耐震診断割引(10%)	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号*3)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書等)

*2 代表的な確認資料となりますので、詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

*3 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

地震保険料控除制度について

	所得税(国税)	個人住民税(地方税)
地震保険料控除限度額(平成19年1月創設)	5万円	2万5千円

※長期契約で平成18年12月以前に保険期間が開始されたご契約の損害保険料控除の場合、一部、経過措置があります。

保険の対象となる建物や家財についてご確認ください

建物の構造についてご確認ください

保険の対象・用法

建物

住宅安心保険では、大きく以下の区分に分類した建物を保険の対象とすることができます。
専用住宅以外の場合、その用法もあわせてご確認ください。

専用住宅(戸建・マンション戸室)

併用住宅(店舗兼住宅等)
※業種に応じて保険料の割増が必要となる場合があります。

併用住宅(作業所兼住宅等)
※作業内容に応じて保険料の割増が必要となる場合があります。

ご契約の建物の敷地内に所在する門、塀、垣や外灯などの屋外設備を含みます。
※マンションの場合、バルコニーなどの専用使用権付共用部分を含みます。

例えば右記のような建物は保険の対象となりません。

専用店舗

工場

新築・築浅割引

最大
10%割引

新築～築10年未満

保険始期日時点において建物の築年数*1が10年未満の場合、建物の保険料が1%～10%割引になります。
*1 ご申告いただいた「建築年」から「保険始期年」までの年数とし、暦年(暦の上での1年)単位で判定します。
※地震保険には割引は適用されません。
※適用される割引率は、ご契約いただく保険期間や、保険始期日時点の築年数により異なります。詳細については、取扱代理店または弊社へご照会ください。

建築年をお申出いただかない場合は割引を適用することができません。
ご契約の際は必ず建築年をご確認ください。

マンション区分所有者向け
S評価割引

マンション管理士による診断*の結果、最も高い「S評価」を獲得したマンションにおいて、区分所有者の方が居住用戸室をご契約する場合、保険料が5%割引になります。割引の適用方法、条件等詳細は取扱代理店または弊社にご照会いただくか、「S評価割引チラシ」をご参照ください。

※(一社)日本マンション管理士会連合会により、マンションのメンテナンス状況の診断を行っています。割引適用の際は、事前に診断を受ける必要があります。

家財

保険の対象となる家財は、上記建物に収容される家財およびその建物の敷地内の家財となります。
また、被保険者と生計を共にする親族の家財も保険の対象となります。
※建物のみのご契約では、家財は補償されません。家財については建物とは別に保険金額を設定いただき、ご契約ください。

家具、家電、衣服をはじめとする建物に収容される家財

自転車、物干し台をはじめとする敷地内の家財

例えば右記のような物は保険の対象となりません。

自動車

通貨・切手など

通貨・預貯金証書の盗難は補償の対象となります。▶P.02

明記物件

以下の家財については、ご契約の際に申込書に明記いただかないと保険の対象となりません。ただし、①については申込書に明記もれがあっても、ご契約者・被保険者に故意または重大な過失がない場合は、保険の対象に含みます(損害の額は時価額を基準とし、また、1個または1組ごとに30万円を限度とします。)

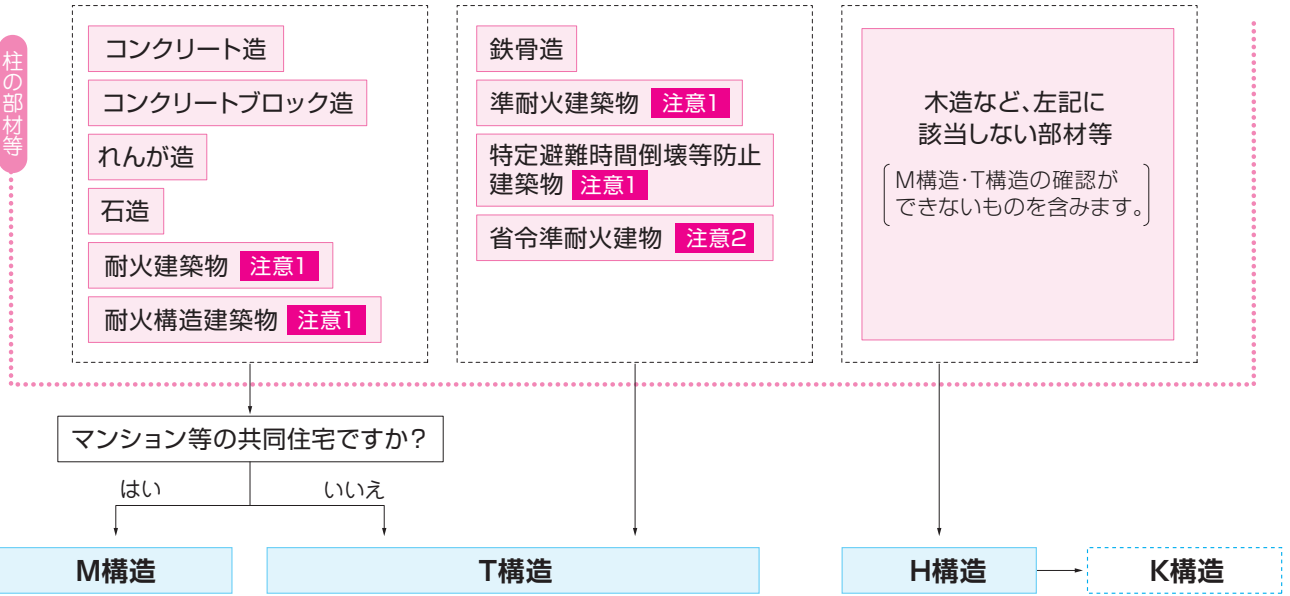
① 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

② 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

※明記物件は地震保険の保険の対象となりません。

専用住宅の構造について

お支払いいただく保険料は、保険の対象である建物(または保険の対象である家財を収容する建物)の構造等により決定します。
下記フローチャートで建物の柱の部材等からご確認ください。
併用住宅の場合は、別途ご案内しますので、取扱代理店または弊社にご連絡ください。



H構造と判定された物件について
今回判定した構造が「H構造」となる建物のうち、外壁がコンクリート造の木造建物や土蔵造建物については、現在加入されている火災保険のご契約内容により「K構造」となる場合があります。取扱代理店または弊社にて確認させていただきますので、保険証券、保険契約証など、現在のご契約内容が確認できる資料をご提出ください。

注意1 耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物の確認について

① 建築基準法に定められた耐火性能を有する建物であるかどうかの確認を行います。
確認資料として建築確認申請書(写)をご用意ください。

② 4階建て以上で3階以上の階が共同住宅となっている鉄骨造建物は、建築基準法により「耐火建築物」と判定することができます。この場合は確認資料のご提出は不要です。

※1 告示仕様の耐火構造建築物の場合は、「耐火」と「耐火構造建築物」の両方にチェックがあります。
※2 告示仕様の特定避難時間倒壊等防止建築物の場合は、「準耐火」と「特定避難時間倒壊等防止建築物」の両方にチェックがあります。
※3 大臣認定の場合は、「耐火構造建築物」または「特定避難時間倒壊等防止建築物」のどちらか一方にチェックがあります。

注意2 省令準耐火建物の確認について

省令準耐火建物とは、住宅金融支援機構(旧 住宅金融公庫)の定める仕様で建てられた、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる性能を有した建物です。

- 同機構の定める「まちづくり省令準耐火構造」は、ここでの「省令準耐火建物」とは異なりますのでご注意ください。
- この構造は、設計仕様書・建物パンフレット等または住宅メーカー等に確認いただくことで判定します。
- 左記の「建築確認申請書(写)」等では確認することができませんのでご注意ください。

建築確認申請書(写) 第四面

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分) 具体的用途

【3. 工事種別】
☐新築 ☐増築 ☐改修 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模修繕 ☐大規模模様替

【4. 構造】 木 造 一部 造

【5. 耐火建築物等】
☐耐火 ☐準耐火イ-1 ☐準耐火イ-2 ☐準耐火ロ-1 ☐準耐火ロ-2
☐耐火構造建築物 ☐特定避難時間倒壊等防止建築物 ☐その他

【6. 階数】

チェックがある場合は、耐火構造建築物となります。 ※1※3

チェックがある場合は、特定避難時間倒壊等防止建築物となります。 ※2※3

- 上記 注意1 注意2 の対象とならない建物で、柱を使用しない工法(ツーバイフォー工法・プレハブ工法等)で建築された建物の場合は、外壁の部材を判定の基準にします。
- 「鉄骨造一部木造」など、柱が複数の部材で建築されている場合は、耐火性能の低い方の部材を火災保険構造判定の基準とします。
- 構造級別の判定はM構造、T構造、H構造の順に行います。

弊社継続契約以外のご契約については、耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物・省令準耐火建物となる場合は、確認した資料の写し、またはメーカー・施工業者等の証明書をご提出いただきます。

「再築に必要な金額」って言われても…という方へ！

「建物」の評価方法についてご確認ください

建 物 戸建の場合



- 建物の評価は新価(同等の建物を再築または再購入するために必要な金額)基準によって行います。
- 土地代は評価額には含みませんので、評価額と土地付建物の購入金額の違いにご注意ください。

評価の方法

1	新築で建物の建築費用がわかる場合	評価額 = 建物の建築費用
2	建築後、一定期間が経過している場合で建築費用がわかる場合	評価額 = 建物の当時の建築費用 × 経過年数に応じた物価変動係数
3	新築かどうかにかかわらず、建築費用がわからない場合	評価額 = 当社基準の1㎡あたりの単価 × 延床面積(㎡)

※長期の保険期間でご契約いただいた場合には、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただく場合があります。
※門、塀、垣や車庫等の付属建物の金額は評価額に含みます。外灯等の屋外設備の金額は評価額に含みません。

保険金額の決定方法

上記1から3のいずれかの方法で算出された評価額を基に保険金額を決定します。

評価額が1,500万円の場合 ⇒ 保険金額は1,500万円で設定します。

※万が一の事故によって修理・建て直しをしなければならない場合に備えて保険金額は評価額いっぱいで設定することをおすすめしますが、ご希望により、評価額の範囲内(評価額の5%~100%)で設定いただくことができます。この場合、修理・建て直し等を行うにあたって自己負担が生じることがありますのでご注意ください。

建 物 分譲マンション等の戸室の場合



- 専有部分(戸室)の評価は新価基準によって行います。
- ご希望に応じて、共用部分の持分割合を専有部分に含めて保険の対象とすることができます。ただし、共用部分は管理組合で一括して火災保険に加入していることが一般的ですのでご注意ください。
- 購入金額には【専有部分】【建物共用部分の持分割合】【土地の持分割合】が含まれていますので、評価額と購入金額との違いにご注意ください。

評価の方法

1	新築で建物の建築費用がわかる場合	評価額 = 建物(専有部分)の建築費用
2	建築後、一定期間が経過している場合で建築費用がわかる場合	評価額 = 建物(専有部分)の当時の建築費用 × 経過年数に応じた物価変動係数
3	新築かどうかにかかわらず、建築費用がわからない場合	評価額 = 当社基準の1㎡あたりの単価 × 延床面積(㎡)

※長期の保険期間でご契約いただいた場合には、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただく場合があります。

保険金額の決定方法

上記1から3のいずれかの方法で算出された評価額を基に保険金額を決定します。

評価額が1,500万円の場合 ⇒ 保険金額は1,500万円で設定します。

※万が一の事故によって修理をしなければならない場合に備えて保険金額は評価額いっぱいで設定することをおすすめしますが、ご希望により、評価額の範囲内(評価額の5%~100%)で設定いただくことができます。この場合、修理等を行うにあたって自己負担が生じることがありますのでご注意ください。

「家財の金額」って言われても…という方へ！

「家財」の評価方法についてご確認ください

家 財



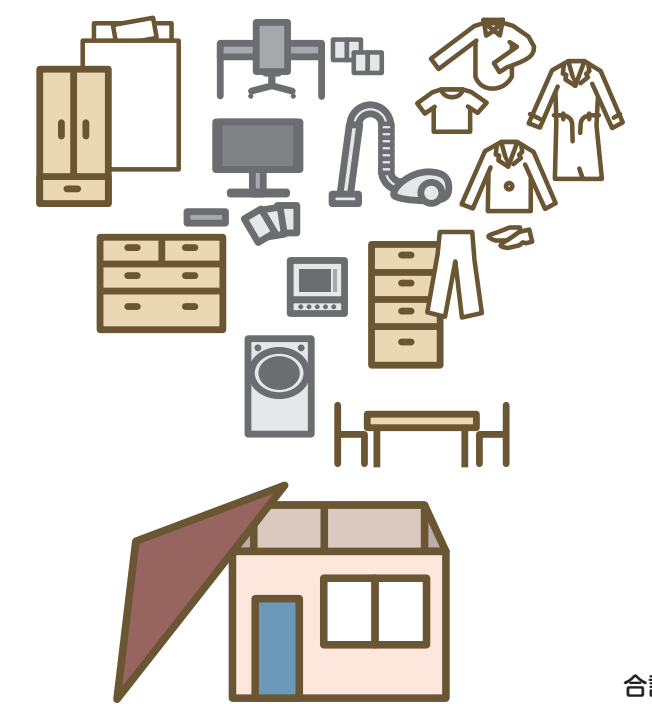
- 家財の評価は新価(同等の家財を再購入するために必要な金額)基準によって行います。
- 家財の評価方法には、実際に所有される家財の価額を積算する方法と家財簡易評価表を使用する算出方法の2種類があります。

実際に所有される家財の価額を積算する方法

積算による算出を希望される場合は、別途「家財評価額積算シート」をご用意しております。詳細については、取扱代理店にご照会ください。

標準的世帯構成別新価額例:

東京都在住・世帯主35歳・大人2人+子供2人・60㎡にお住まいのケース



①インテリア・家具	食器棚・本箱・本棚・学習机・ベッド・鏡台・カーテン・洋服ダンス・食堂セット(テーブル・イス)・じゅうたん など
②台所用品	冷蔵庫・電子レンジ・オーブン・炊飯ジャー・ポット・ホットプレート・食器・調理用具類(包丁・まな板・ざる) など
③家電製品	テレビ・ビデオデッキ・ビデオカメラ・ミニコンボ・CDラジカセ・洗濯機・掃除機・ミシン・ファンヒーター・扇風機・デジカメ・パソコン など
④趣味用品	ゴルフ用具・スキー用具 など
⑤寝具類	敷布団・掛布団・毛布・タオルケット・マットレス・枕 など
⑥書籍・CD・DVD類	CDなどの音楽ソフト・ゲームソフト・アルバム・書籍 など
⑦身の回り品(大人)	スーツ・ブレザー・礼服・コート・オーバー・ジャンパー・ハンドバッグ(ブランド品)・腕時計・貴金属・宝石類(1点で30万円以下のもの)・ワイシャツ・ズボン・スカート・セーター・Tシャツ・下着類・ネクタイ・靴・タオル類 など
⑧身の回り品(子供)	スーツ・ブレザー・コート・オーバー・学生服上下・ランドセル・通学バッグ・和服類・おもちゃ・ワイシャツ・ズボン・スカート・セーター・Tシャツ・下着類・靴・スニーカー など
合計	8,904,000円

家財簡易評価表を使用する算出方法

以下の新価額の目安表を基に、実態に応じた調整を行い、評価額を決定します。

[2017年6月現在]

世帯別家財の新価額の目安表 (再購入に要する価額)	世帯主年齢	大人2人	大人2人+子供1人	大人2人+子供2人	単 身
	25歳前後・未満	510万円	590万円	670万円	300万円
	30歳前後	690万円	770万円	850万円	
	40歳前後	1,170万円	1,250万円	1,330万円	
	50歳前後・以上	1,420万円	1,500万円	1,580万円	

※この表に該当しない家族構成の場合は、1名あたり大人130万円、子供80万円を加算します。

保険金額の決定方法

上記で決定した評価額を基に保険金額を決定します。

評価額が700万円の場合 ⇒ 保険金額は700万円で設定します。

※万が一の事故によって修理・買替えをしなければならない場合に備えて保険金額は評価額いっぱいで設定することをおすすめしますが、ご希望により、評価額の範囲内(下限は30万円)で設定いただくことができます。この場合、修理・買替え等を行うにあたって自己負担が生じることがありますのでご注意ください。

保険期間などについてご確認ください



ご契約の際には、「保険期間」、「保険の対象の所有者・所在地」、「保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約等の有無・内容」、「損害保険金の自己負担額」および「保険料のお支払方法」などについてもご確認ください。

保険期間

住宅安心保険

保険期間は1年～最長10年となります。1年未満の短期契約も可能です。
また、1年間ずつ自動的に継続する方式（1年自動継続方式）^(注)を選択することも可能です。
(注)自動継続期間は5年までとなります。
*融資返済期間が10年を超える住宅ローン等をご利用のお客さまについては、10年間ずつ自動的に継続する方式（10年自動継続方式）を選択することも可能です。
*自動継続方式は、ご契約内容によってお取り扱いできない場合があります。詳細については、取扱代理店または弊社へご照会ください。

地震保険

地震保険の保険期間は1年～最長5年となります。
住宅安心保険の保険期間の途中からお申込みいただくことも可能です。

1年自動継続割引

1年自動継続方式でご契約いただいた場合、1年毎に更改手続きを行ってご契約を継続するよりも、**3%保険料が割安**となります。
*地震保険には割引は適用されません。

毎年のお手続きが
不要です！

保険の対象の所有者および所在地について

所有者

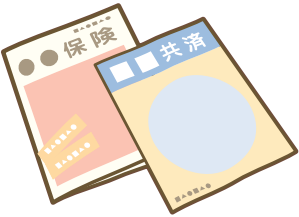
●保険の対象の所有者(被保険者)を必ずお申出ください。

所在地

●ご契約者の住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、必ず両方の所在地をお申出ください。
●マンションやアパート等の場合は建物名称・部屋番号をお申出ください。

重複する契約について

他の保険契約・共済契約にご加入されていませんか？



- 保険の対象となる建物や家財について、既に他の保険契約・共済契約にご加入の場合は必ずお申出ください(重複して加入すると十分な補償が得られない場合や保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。)
- 住宅金融支援機構(旧 住宅金融公庫)等の特約火災保険にご加入されている場合は、事前にお申出ください。住宅安心保険にご加入いただけない場合がありますのでご注意ください。

*その他、住宅安心保険で賠償責任に関するオプション等をセットする場合は、他の賠償責任保険等の加入状況についてもお申出ください。

補償の重複について ▶P.14

損害保険金の自己負担額について

損害保険金の自己負担額を設定できます。 **(注)ご契約の条件によっては自己負担額0円以外を設定できない場合があります。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。**

損害保険金に対する自己負担額(免責金額)を **0円** **5万円** **10万円** からお選びください。

お支払いする損害保険金は、 **損害の額—自己負担額(免責金額)** となります。

- 自己負担額は、1回の事故につき、保険の対象ごと(建物、家財、明記物件ごと)に適用されます。
- 自己負担額0円以外を選択した場合でも、家財を保険の対象とした場合の通貨・預貯金証書の盗難事故は、自己負担額0円となります。
- 自己負担額0円を選択した場合でも、破損・汚損等の事故に対する自己負担額は1万円となります。

保険料のお支払方法をご確認ください

おすすめします！

ご契約時に現金のご用意が不要です。



お支払方法

以下のお支払方法をご用意しております。

口座振替 口座振	コンビニ払 コンビニ コンビニエンスストア等で「払込票」によるお支払い	請求書払 請求書 「請求書」による弊社指定口座へのお振込み	クレジットカード払 (携帯電話方式) クレカ	現金払 現金 契約締結時に取扱代理店へお支払い
--------------------	--	--	-------------------------------------	--------------------------------------

(注)ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。詳細については、取扱代理店または弊社へご照会ください。

保険期間が1年以下のご契約の場合

お支払方法	内 容	住宅安心保険	地震保険
一時払 口座振 コンビニ 請求書 クレカ 現金	ご契約の保険料を一括してお支払い	保険料 分割割増 —	保険料 分割割増 —
分割払 口座振 クレカ	ご契約の保険料を12回に分割してお支払い	保険料 分割割増 5%割増	保険料 分割割増 5%割増
分割払 現金		保険料 分割割増 10%割増	保険料 分割割増 6%割増

※分割払は保険期間が1年の契約に限ります。
※年間保険料が20万円以上の場合、分割割増のない大口分割(12回払)をご利用いただけます。ただし、地震保険をセットする場合は、ご利用いただけません。

●1年自動継続方式の選択も可能です。

お支払方法	内 容	住宅安心保険	地震保険
自動継続(1年毎) 一時払 口座振 クレカ	ご契約の保険料を1年毎にお支払い	保険料 分割割増 —	保険料 分割割増 —
自動継続(1年毎) 分割払 口座振 クレカ	ご契約の保険料を毎月お支払い	保険料 分割割増 5%割増	保険料 分割割増 5%割増

※年間保険料が20万円以上の場合、分割割増のない大口分割(12回払)をご利用いただけます。ただし、地震保険をセットする場合は、ご利用いただけません。

保険期間が2年以上の長期のご契約の場合

住宅安心保険		地震保険	
お支払方法	内 容	お支払方法	内 容
長期一括払 口座振 コンビニ ^(注1) 請求書 ^(注1) クレカ 現金	ご契約の保険料を一括してお支払い *保険期間に対する保険料を一括でお支払いいただけます。 *1年毎に更新する保険料に対して、長期係数を乗じます。これにより、1年毎にお支払いいただくお支払方法よりも保険料が割安となります。 *保険期間中に料率改定があった場合でも、保険期間中の保険料率の変更はありません。	自動継続(1年毎) 口座振 クレカ 現金	ご契約の保険料を1年毎にお支払い *ご継続に際しては、保険料のお支払い以外にお手続きは不要です。
		自動継続(5年毎) ^(注2) 口座振 クレカ 現金	ご契約の保険料を5年毎にお支払い *ご継続に際しては、保険料のお支払い以外にお手続きは不要です。 *自動継続(1年毎)に比べ保険料が割安となります。

(注1)地震保険付帯で「自動継続特約(地震保険用)」をセットされる場合は、次回以降地震保険自動継続保険料のお支払方法は、**口座振** または **現金** となりますので、次回以降地震保険自動継続保険料のお支払方法もあわせてお選びください。

(注2)ご指定の金融機関等によっては、ご利用いただけない場合があります。

*地震保険(自動継続)については、保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。

●10年を超える住宅ローン等をご利用のお客さまについては、10年自動継続方式の選択も可能です。

住宅安心保険		地震保険	
お支払方法	内 容	お支払方法	内 容
自動継続(10年毎) 長期一括払 ^(注) 口座振 クレカ	ご契約の保険料を10年毎にお支払い *ご継続に際しては、保険料のお支払い以外にお手続きは不要です。 *保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。	自動継続(1年毎) 口座振 クレカ	ご契約の保険料を1年毎にお支払い *ご継続に際しては、保険料のお支払い以外にお手続きは不要です。
		自動継続(5年毎) ^(注) 口座振 クレカ	ご契約の保険料を5年毎にお支払い *ご継続に際しては、保険料のお支払い以外にお手続きは不要です。 *自動継続(1年毎)に比べ保険料が割安となります。

(注)ご指定の金融機関等によっては、ご利用いただけない場合があります。

*地震保険(自動継続)については、保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。

住宅にトラブルが発生した場合

- ・住宅トラブル応急サービス「すまいのサポート24」をご利用いただけます。
- ・水まわりのトラブルや外出中にカギをなくして自宅に入れないなど、すまいと暮らしにかかわる急な「こまった」を24時間・365日サポートします。
- ・フリーダイヤルにお電話いただくだけで、修理業者の手配、30分程度の「給排水管の応急処置」「解錠作業」を無料でご提供します。



□共通事項

- ・応急処置の範囲を超える処置費用や部品代および交換費用、特殊な技術を伴った作業費用についてはお客さま負担となります。
- ・原因箇所によっては応急処置の対象とならない場合があります。
- ・このサービスは弊社が提携業者に業務を委託してご提供しているサービスです。
- ・原則として、ご契約者ご本人または同居のご家族、法人契約の場合は被保険者（入居者）、被保険者の同居のご家族からのご連絡に限らせていただきます（賃貸物件オーナーが保険契約者となり建物に保険をつけている場合で、その物件の管理業務委託を受ける管理業者からのご連絡については受け付ける場合があります。）。
- ・作業にはご連絡者の立会いが必要です。また、ご本人であることの確認が取れない場合は、作業を行えない場合があります。
- ・同じ箇所・原因による出勤は年1回が限度となります。
- ・本サービス内容は、予告なく変更または終了させていただく場合があります。

□給排水管の応急処置

- ・30分程度の応急処置とは、パイプの締付けやラバーカップによるつまり除去作業等をいいます。
- ・原因箇所が戸室外（共用部分）、敷地外（自治体所有部分）などの場合は応急処置を行いません。
- ・凍結した給排水管の解凍作業は無料作業の対象となりません。
- 玄関・勝手口の解錠
- ・鍵の形状によっては解錠できない場合があります。
- ・破錠（鍵を壊すこと）は一切行いません。

その他注意事項があります。詳細については、下記フリーダイヤルにご連絡いただくか、または「すまいのサポート24」チラシをご参照ください。

すまいのサポート24 フリーダイヤル **0120-097-365** までお電話を！

24時間・365日受付

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※本サービスをご利用になる際は必ず上記フリーダイヤルにご連絡ください。フリーダイヤル以外で手配されますと無料サービスの対象となりません。

ご契約内容に変更が生じた場合

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。

なお、夜間・休日などご連絡がつかないときは、日新火災テレホンサービスセンターにご連絡ください。

ご契約内容に変更が生じた場合、遅滞なく通知いただきませんと、保険金をお支払いできなかつたり、保険契約を解除させていただく場合があります。変更内容については必ずご連絡ください。

以下のご契約内容の変更については、住宅安心保険で取り扱うことができません。

ご加入いただいている契約は解約となり、他の火災保険にご加入いただく等の手続が必要となります。また、以下の変更があった時点以降に事故が発生した場合は、新たにご契約いただく火災保険の補償内容に従いますので、変更前の補償内容と異なることがあります。

◆専用住宅・併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）から専用事務所・店舗等へ変更する場合 等

日新火災テレホンサービスセンター フリーダイヤル **0120-616-898** までお電話を！

【受付時間：9:00～20:00（平日）、9:00～17:00（土日・祝日）】

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

事故が発生した場合

サービス24では、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

◎事故受付は、サービス24

サービス24 フリーダイヤル **0120-25-7474** までお電話を！

24時間・365日受付

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

告知義務・通知義務等について

告知義務について

ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、次の①～③までの事項（告知事項）について弊社にお申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険の対象の所在地 ②保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造・用法
- ③保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無

通知義務等について

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①または②の事項（通知事項）に変更がある場合に、弊社にお申し出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、③または④の事項に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更についても必ず弊社へご連絡ください。

- ①保険の対象である建物または家財を収容する建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の他の場所への移転
- ③転居等によるご連絡先・ご住所等の変更 ④保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし 等

補償の重複について

個人賠償責任総合補償特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

事故が発生した場合について

事故のご通知について

事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- ①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 等

賠償責任に関するオプション（特約）について【先取特権】

個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約または建物管理賠償責任補償特約の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者（被害者）は、保険金を優先的に支払われる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

※個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約または建物管理賠償責任補償特約に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

保険金の請求および保険金のお支払時期について

保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等をご案内します。

- ①保険金請求書
- ②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
- ③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④被害が生じた物の価額を確認できる書類（領収証等）、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類
- ⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 等

保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

保険金をお支払いした後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（保険金額が新価額を超える場合は、新価額とします。）の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。地震保険において、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、地震保険契約は損害発生時に終了します。

その他の注意事項

保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

「住宅安心保険」の主な補償内容

保険金の種類・保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない主な場合・損害など		
基本的な補償 「損害保険金」	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災^{※1}、雹(ひょう)災、雪災^{※2} ※1 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 ※2 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入、凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 ⑤水災 ●水災(台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)により、損害額が新価額の30%以上となった場合 ●水災により保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物について床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象が損害を受けた場合 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ⑦騒擾(じょう)・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 ⑧給排水設備または他人の戸室で生じた事故による水ぬれ(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)		①～⑨、⑪ の事故の場合、新価額を基準に、損害の額から申込書記載の自己負担額(免責金額)を差し引いた額をお支払いします(保険金額が限度)。 ただし、保険の対象が 明記物件 の場合は時価額を基準とし、次の計算式により算出した額をお支払いします。 $\left(\begin{array}{l} \text{損害の額} - \text{申込書記載の自己負担額(免責金額)} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額}^*}{\text{時価額}} \\ = \text{損害保険金の額}$ ※保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。 ※家財をご契約いただく場合、以下のものは申込書に明記いただかないと補償の対象となりません。→ 明記物件 ◆貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ◆稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物		a.ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 b.保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難 c.戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 d.地震、噴火またはこれらによる津波による損害 e.核燃料物質等に起因する事故 f.風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害 g.次のいずれかに該当する損害 (a) 保険の対象の欠陥 (b) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 (c) ねずみ食い、虫食い等 h.保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 i.保険料領収前に生じた事故(団体扱特約や初回保険料の払込みに関する特約など保険料の領収について特段の定めがある場合を除きます。) j.差押え、収用、没収等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害(①破損・汚損等の場合) k.土地の沈下、移動または隆起による損害(①破損・汚損等の場合) など	
	⑨盗難による盗取、損傷または汚損	建物・家財 明記物件のうち、貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの	上記の計算式により算出した額 (1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度)		※上記a.からi.は「費用保険金」についても同様です。 【保険の対象とならない家財】 ●自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)およびその付属品 ●通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物 など	
	⑩通貨・預貯金証書の盗難 (保険証券記載の建物内における通貨・預貯金証書の盗難)			損害の額 ●家財が保険の対象の場合 (1回の事故につき、1敷地内ごとに現金20万円、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)		
	⑪破損・汚損等 (①～⑩以外の不測かつ突発的な事故)			保険の対象が家財である場合、1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円が限度		
	基本的な補償 「費用保険金等」	臨時費用保険金 上記①～⑨、⑪の事故により損害保険金をお支払いする場合		損害保険金の10% (1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)		
残存物取片づけ費用保険金 上記①～⑨、⑪の事故により損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき		残存物取片づけに要する費用 (損害保険金に相当する額が限度)				
失火見舞費用保険金 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により第三者の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じた場合		被災世帯数×20万円 (1回の事故につき、保険金額の20%が限度)				
修理付帯費用保険金 上記①～⑨、⑪の事故により保険の対象に損害が生じた場合で、原因調査費用、仮修理費用等を支出したとき		弊社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 (1回の事故につき、損害保険金に相当する額または100万円のいずれか高い額が限度)				
特別費用保険金 上記①～⑨、⑪の事故により損害保険金の支払額が保険金額の80%を超え、保険契約が終了する場合		損害保険金の10% (1回の事故につき、200万円が限度)				
損害防止費用 上記①～③の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合(消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等)		実際に支出した費用				

失火見舞費用保険金は第三者の所有物で、被保険者以外の方が占有する部分からの火災、破裂もしくは爆発による損害の場合、または、第三者の所有物に対する煙損害・臭気付着の損害に対しても保険金をお支払いできません。

特約の種類・保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)	日本国内で発生した偶然な事故により被保険者*がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金、訴訟費用などを補償します。 ※被保険者の範囲は以下のとおりです。 ●申込書に記載の本人 ●本人の配偶者 ●本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ●本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ※個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)の場合、次の被保険者の方を包括してお引き受けします。 ●居住用戸室に居住している方 ●居住用戸室に居住している方の配偶者 ●居住用戸室に居住している方またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ●居住用戸室を所有・使用または管理している方で、居住用戸室に居住していない方。ただし、この方の日常生活に起因する賠償事故に関しては、補償の対象となりません。		<ア. イ. 共通> ●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など
	ア. 個人賠償責任 日常生活における偶然な事故または住宅(包括契約においては居住用戸室(事務所を含みます。))の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合	a. 損害賠償金の額 ア. 個人賠償責任：1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度。支払限度額はご契約時に3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかを設定いただけます。 イ. 保管物賠償責任：1回の事故につき、10万円が限度。自己負担額5,000円 b. 損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用(a.の額とは別にお支払いします。)	<ア. 個人賠償責任> ●自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
	イ. 保管物賠償責任 他人からの借用財物が損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合		<イ. 保管物賠償責任> ●偶然な外来の事故に直接起因しない保管物の電氣的・機械的事故 ●保管物の自然の消耗、劣化、変質、虫食い等による損害 ●被保険者に引き渡される以前から存在した保管物の欠陥 ●保管物が被保険者以外に転貸されている間の損壊、紛失、盗取 など
	【ご注意】 以下の借用財物についての損害賠償責任は対象となりません。 通貨・預貯金証書・切手・有価証券、貴金属・宝石・書画・骨董(とう)、自動車・原動機付自転車・船舶、動物・植物等の生物、建物、所定の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具など 保管物賠償責任に関する補償を対象外とすることができます。この場合、「保管物賠償責任補償対象外特約」をセットいただけます。		【賠償事故の解決に関する特約において弊社が代行業務をできない場合】 ●1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任額が支払限度額を明らかに上回る場合 ●損害賠償請求権者が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合 ●弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合
	賠償事故の解決に関する特約(概要) 個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士への選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行します(場合により、代行できないことがあります。)。 保管物賠償責任に関する補償を対象外とした場合、保管物賠償責任について当特約は適用されません。		※上記の内容は被保険者ごとに適用します(支払限度額は被保険者ごとではなく1回の事故についてのものです。)
類焼損害補償特約	次の物から発生した火災、破裂または爆発で第三者の世帯に損害(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)を与えた場合に、罹災された方の財物の損害を新価額を基準に補償します。 ただし、別の物件から類焼してきた火災、破裂または爆発は除きます。 ●保険の対象である建物 ●保険の対象である建物に収容される動産 ●保険の対象である家財を収容する保険証券記載の建物 ●保険の対象である家財を収容する保険証券記載の建物に収容される動産	新価額を基準とした損害の額 ー類焼の補償対象物にかかる他の保険契約等による保険金の支払責任額 (保険期間 ^(注) を通じて1億円が限度) (注) 保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと	●ご契約者、被保険者、または被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの方の法定代理人の故意 ●類焼補償被保険者(類焼を受けた方)またはその方の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害 ●類焼補償被保険者(類焼を受けた方)でない方が保険金を受け取る場合においては、その方またはその方の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害(他の方が受け取るべき金額については除きます。) ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 など
	【類焼の補償対象物となるもの】 補償の対象となる損害を受けた第三者の方が実際に生活を営んでいる住宅および家財 【ご注意】 この特約によってお支払いする保険金の受取人は、この保険契約の内容をご存知のない類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。したがって、事故の際にご契約者または被保険者におかれましては、弊社へ類焼損害の発生をご通知いただくとともに、類焼損害が及んだ隣家の方へこの保険契約の内容をお伝えいただくなどのお手続きが必要となります。	類焼先が複数ある場合でも、お支払いする保険金の合計は1億円が限度となります。	【類焼の補償対象物とならないもの】 ●保険の対象である建物や家財 ●基本契約の補償を受けられる方もしくはその方と生計を共にする同居の親族の所有する建物、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する家財 ●建設中または取りこわし中の建物、国・地方公共団体等の所有する建物 ●通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物 ●貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ●自動車(自動三輪車および自動二輪車等を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)およびその付属品 ●動物、植物 ●商品、製品、原材料、営業用什器・備品その他これらに類する物 など

特約の種類・保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
賠償責任に関する特約	借家人賠償責任・修理費用総合補償特約	借家人賠償責任 日本国内に所在する保険証券記載の借戸室（建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。）が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故によって滅失、損傷、汚損した場合に被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったとき 修理費用 不測かつ突発的な事故によって日本国内に所在する保険証券記載の借戸室に生じた損害につき、被保険者がその貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用で現実に修理を行ったとき ●借家人賠償責任の保険金が支払われる場合を除きます。 ●壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部および玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるものの修理費用を除きます。 賠償事故の解決に関する特約(概要) 借家人賠償責任・修理費用総合補償特約をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士を選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行します（場合により、代行できないことがあります。）。	＜借家人賠償責任＞ ●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など ＜修理費用＞ ●ご契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 など 【賠償事故の解決に関する特約において弊社が代行業務をできない場合】(借家人賠償責任・修理費用総合補償特約、建物管理賠償責任補償特約共通) ●1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任額が支払限度額を明らかに上回る場合 ●損害賠償請求権者が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合 ●弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合
	建物管理賠償責任補償特約	次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合 ●マンション、アパートなどの施設の欠陥等に起因する偶然な事故 ●マンション、アパートなどの施設の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故 賠償事故の解決に関する特約(概要) 建物管理賠償責任補償特約をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士を選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行します（場合により、代行できないことがあります。）。	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●被保険者と第三者との間で特別な約定により加重された損害賠償責任 ●施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ●排水または排気に起因する損害賠償責任 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ●施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任 ●航空機、自動車または施設外の船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
財産に関する特約	持ち出し家財補償特約	保険証券記載の建物の敷地内から一時的に持ち出した（国内・海外を問いません。）家財に生じた前記①～④、⑥～⑨、⑪の事故による損害を補償します。 保険証券記載の建物の敷地内から一時的に持ち出した（国内・海外を問いません。）通貨または預貯金証書の盗難による損害を補償します。	損害の額^(注1)－自己負担額（3,000円）（保険期間^(注2)を通じて30万円が限度） （注1）明記物件の場合は時価額を基準とします。 （注2）保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと 損害の額 （保険期間^(注)を通じて、通貨の盗難の場合は10万円、預貯金証書の盗難の場合は30万円が限度） （注）保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと
	家賃損失補償特約	前記①～⑪（オプションで補償対象外とされたものは除きます。）の事故により保険金をお支払いする場合に生じた家賃の損失についてお支払いします。 あらかじめ約定した[※]復旧期間とは 保険の対象が損害を受けた時から、それを遅滞なく罹災[※]時前の状態に復旧するまでの期間をいいます。3か月～12か月の整数月をお選びいただけます。	※「損害保険金＜保険金をお支払いできない主な場合・損害など＞」と同様です。 【家賃損失補償特約の対象とならないもの】 ●水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ●権利金、礼金、敷金その他の一時金 ●賄料

特約の種類・保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
費用に関する特約	仮すまい費用補償特約	次の場合に保険金をお支払いします。 ●前記①～⑪の事故により保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が半損^(注)以上または所定の事由が生じ、住宅としての機能を著しく欠く状態となった場合 ●偶然な事故により電気・ガス・水道が12時間以上ストップした場合 ●災害、犯罪等により行政機関による避難命令、立入禁止等の処置が行われた場合 ●法律により感染症などで、保険の対象である建物もしくは保険の対象である家財を収容する建物またはこれらが所在する敷地内への立入が制限または禁止された場合 など （注）その建物の損害の額がその建物の新価額の20%以上となった場合をいいます。	実際に要する宿泊費・住居賃借料・移転費用をお支払いします。 対象人数×下記の金額×支払対象日数（1回の事故につき、100万円が限度） ●賃借・宿泊費用など実際に負担した額（1名1日につき、1万円が限度） ●避難命令等の場合で宿泊費用等の支払がないときは1名1日につき、2,000円
	地震火災費用補償特約	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象である建物が半焼以上^(注1)となった場合、保険の対象である家財が全焼^(注2)となった場合または家財を収容する建物が半焼以上^(注1)となった場合に地震火災費用保険金をお支払いします。 （注1）建物の主要構造部の火災による損害額が新価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積の割合がその建物の延床面積の20%以上となった場合をいいます。 （注2）家財の火災による損害額が新価額の80%以上となった場合をいいます。ただし、この場合の家財に貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超える明記物件は含みません。	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 など
特約の種類・特約の概要			
自動的に適用される特約	明記物件特約	建物に収容されるすべての家財が保険の対象である場合、生活用の貴金属、宝玉・宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものが保険証券に明記されていない場合でも、保険証券に明記するための手続きについてご契約者・被保険者に故意または重大な過失がない場合は、保険の対象に含みます（損害の額は時価額を基準とし、また、1個または1組ごとに30万円を限度とします。）。	
	動物特約＜保険の対象が家財の場合＞	住宅安心保険によって補償される事故であっても、保険の対象である動物が、収容される保険証券記載の建物または工作物内で損害を受け、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。	
	植物特約＜保険の対象が家財の場合＞	住宅安心保険によって補償される事故であっても、保険の対象である鑑賞用植物が、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。	
	先物契約特約	保険期間が始まる前にご契約された場合、保険期間開始の時に使用されている火災保険料率を適用します（地震保険も同様です。）。	
	代位求償権不行使特約	保険金の支払によって被保険者が借家人（賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する方をいい、転貸人・転借人を含みます。）に対して有する権利を弊社が取得した場合でも、弊社はその権利を行使しません。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。	
利益に関する特約	保険金額調整等に関する特約＜保険の対象が建物の場合＞	建築費または物価の変動等により、保険の対象の価額が著しく変動し、保険金額を調整する必要がある場合は、これに相当する保険料を返還またはお支払いいただくことによって保険金額を適正な金額に調整します。保険金額を適正な金額に調整していただけない場合は、損害保険金を減額してお支払いすることがあります。なお、保険金額の調整に際しては弊社よりお客さまにご連絡します。 ※保険期間5年を超えるご契約に自動的にセットされます。	
	保険料の返還または請求に関する特約＜地震保険用＞	地震保険普通保険約款で定められた保険料の返還または請求に関する規定を、住宅安心保険普通保険約款と整合をはかるために読み替える特約です。地震保険をセットされた場合に自動的に適用されます。	

これってどういう意味？

用語解説

契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたもの
告知義務	保険契約の締結に際し、弊社が重要な事項として申告を求めた事項にご回答いただく義務	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象
戸室	1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分	被保険者	保険契約の補償を受けられる方
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用	保険期間	保険のご契約期間
時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額	保険金	普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	保険金額	弊社がお支払いする保険金の限度額
自己負担額	ご契約いただいた保険・オプション(特約)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額	保険の対象	保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物(建物や家財等)
新価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額	保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭
通知義務	保険契約の締結後に、弊社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務	明記物件	貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書など申込書に明記いただかないと保険の対象にならないもの
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂	床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
		預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

インターネット約款のご案内 約款はインターネットを通じてご提供します。

ペーパーレス化で、
地球にやさしい!

インターネット
約款

<http://www.net-yakkan.com/>

※インターネット環境がないお客さまなどのために、紙約款も用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の保険証券をお届けします。



※このパンフレットは「住宅安心保険」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細については、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、特にご注意ください事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約の前に必ずご確認ください。
※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。
※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください(団体扱・集団扱等一部のご契約方式の場合には、保険料領収証の発行は行いません。)
※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細については、取扱代理店または弊社にご照会いただくかご契約のしおりをご参照ください。

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。